

## 大学以外の教育施設等における学修に対する単位の認定要領

(目的)

### 第1条

この要領は、愛知学院大学学則(以下「学則」という。)第8条の3における学修を、愛知学院大学(以下「本学」という。)における授業科目の履修とみなし、単位を与えるにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(学則第8条の3における学修、付与される単位数等)

### 第2条

学則第8条の3に基づいて単位が付与される対象となる学修は、検定試験等とし、当該検定試験等の種類、本学において履修したとみなされる授業科目および付与される単位数は、別表に定める。

(単位の付与の申請)

### 第3条

第2条の検定試験等について単位の付与を希望する学生は、その旨を教務部長に申請をしなければならない。

2 第1項の申請は、本学所定の申請願を所定の期日までに教務課または名城公園キャンパス事務室に持参して提出するとともに、検定試験等の合格を証する書面を提示することによってなす。その際、検定試験等の合格を証する書面の写しを、申請願とともに提出するものとする。

(単位の付与)

### 第4条

第3条の申請に基づく単位の付与は、当該学生が所属する学部において行う。ただし、教養教育科目については教養部、資格科目については教職支援センターにおいて行う。

2 別表上、同一の授業科目において、同一水準の2種類以上の検定試験等が単位の付与の対象とされているときは、本人の申請により、いずれか1種類の検定試験等を単位の付与の対象とする。

3 別表上、同一の授業科目において、水準の異なる2種類以上の検定試験等が単位の付与の対象とされているときであって、すでに下位水準の検定試験等によって単位が付与されている場合には、上位水準の検定試験等によって付与される単位数は、すでに付与されている単位数との差とする。

4 付与された単位数は、履修要領に定める履修制限単位数に含まないものとする。

(成績の評価)

## 第5条

単位が付与された授業科目の成績評価は「認定」とし、成績証明書等では「認」と表示する。

(要領の改訂)

## 第6条

この要領は、本学教務委員会の議を経て改訂する。ただし、別表においては第4条に定める単位を付与する機関の議を経て教務委員会に報告するものとする。

## 附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。